

総合社会福祉研究

第3号

目次

特集：社会福祉労働—理論と実践

社会福祉労働研究の今日的意義	宮田 和明	2
社会福祉労働と発達保障	加藤 直樹	9
社会福祉技術研究における「社会福祉労働」視点の意義 —「技術主義」の克服のために—	加藤 蘭子	19
養護労働に関する試論	浅井 春夫	29
障害者施設における福祉労働 —共同作業所およびゆたか福祉会のとりくみから—	渡辺 栄一	39
	西尾 晋一	
	鈴木 清覚	
障害児施設の福祉労働 —すみれ愛育館の現状とこれからの課題—	飴谷美和子	50
	軽尾 勇	
家庭奉仕員と福祉労働 —名古屋市でのホームヘルパーの実践から—	玉水多恵子	59
民間社会福祉施設経営と福祉労働	豊田 八郎	66

論文

地域福祉論の構築のために	真田 是	72
--------------	------	----

研究ノート

覚え書き・貧困論と「関係論」をめぐって	河野 勝行	84
---------------------	-------	----

海外社会福祉情報

イタリアの高齢者対策と社会保障の現状	石倉 康次	88
--------------------	-------	----

社会福祉情報

「医療ソーシャルワーカー」の資格制度の動向	植田 章	104
-----------------------	------	-----

研究サロン

《生活力》と生活関係をめぐって	白沢 久一	114
-----------------	-------	-----

書評

渡辺治著『「豊かな社会」日本の構造』	長沢 孝司	115
福田静夫・宮田和明共編『社会福祉の人間的原理 —現代福祉を哲学する』	山科 三郎	119
河合克義編『これからの在宅福祉サービス』	久常 良	125
藤本武著『「国際比較」日本の労働者—賃金・労働時間と労働組合』	細川 汀	129

編集後記・投稿規定		132
-----------	--	-----

社会福祉労働研究の今日的意義

宮田 和明

1 はじめに

「福祉見直し」にはじまり「制度改革」にいたる社会福祉再編の時代は、1990年に行われた福祉関係8法改正によって一応の画期を迎えた。この間、臨調・行革路線の下で、社会福祉に関する国の行政的・財政的責任は著しく軽減され、国と地方の役割分担の見直し、福祉サービスの有料化、市場サービスの導入、供給主体の多様化、施設中心の福祉から在宅福祉への重点の移行など、制度ばかりでなく、社会福祉の理念そのものにかかわる「改革」が進められてきた。福祉関係8法改正はこの流れを制度的に定着させ、さらに促進する意図をもつものといえるであろう。

社会福祉の制度と理念の変化は、当然のことながら、社会福祉労働のあり方に対しても大きな影響を及ぼさずにはおかない。かつて「医師や教師と同じく、人々の苦悩の解決や児童の人間形成にかかわるすぐれて人間的な仕事である⁽¹⁾」と定義された「社会福祉の仕事」が、厳しい引締め・再編政策の下におかれたとはいえ、「『福祉』が人を殺す」とまで言われる状況に追い込まれたことは、社会福祉の仕事についての、また、それを支える福祉労働のあり方についての厳しい問い直しが求められていることを意味するものといえよう。

もとより他方では、このような再編期においても、国民の要求を基盤にした文字どおり地を這うような努力によって、さまざまな分野で社会福祉の量的・質的な発展の道が切り開かれ、貴重な実践が蓄積されてきている。

再編期の流れを逆転させ、社会福祉の新しい

発展の展望を確かなものにする上でも、社会福祉労働のあり方を理論的・実践的に改めて問い直すことが求められているのではなかろうか。

周知のように、1960年代後半から70年代の前半にかけて、社会福祉労働が幅広い研究的関心を集めた時期があった⁽³⁾。本稿では、この時期の研究の成果と到達点をふりかえりながら、社会福祉労働研究の今日的意義について若干の問題提起を試みることにしたい。

2 社会福祉の「展開期」における社会福祉労働研究

戦後日本の社会保障・社会福祉の制度的枠組みは、戦後改革期を経て1950年代初めに形成されたが、社会保障・社会福祉がその名にふさわしい実体をともなって整備されはじめたのは、高度経済成長期への移行後のことである。とりわけ社会福祉についてみれば、1960年代以降70年代前半までが「展開期」ともいべき時期にあたっている。高度経済成長の下で生活構造の変化が急激に進み、生活困難・生活破壊が拡大・深化するのともなう、国民生活を支える手段としての社会福祉の必要性が高まり、社会福祉にかかわる要求と運動の高揚を背景に、制度・施策の飛躍的な充実が求められた時期であった。

このように社会福祉への国民的関心が高まる中で、社会福祉の内実を支える社会福祉労働への関心が高まったのはある意味では当然のことであった。とくに1960年代末から70年代前半にかけては、社会福祉労働をめぐる論議が活発に行われ、多くの研究業績が生み出されている。

もとより1960年代前半までにも、広い意味で

の社会福祉労働研究が展開されていたことは、50年代前半の「公的扶助サービス論争」が「社会福祉労働をめぐる、現場をふまえたうえでの論争の最初のものであった」⁽⁴⁾と位置づけられていることから明らかであるが、その成果は必ずしも社会福祉労働全体に及ぶものではなく、60年代前半までの研究の多くは「社会事業従事者論」の域にとどまるものであった。

これに対して、1970年前後の社会福祉労働研究は、60年代前半までとは明らかに異なる背景の上に展開されている。

第一には、60年代後半から70年代前半にかけて社会福祉施設の量的整備が急速に進み、それともなって社会福祉施設従事者数も急増し、少なくとも量的な意味で社会福祉労働の比重が急速に高まってきたことをあげることができる。

厚生省「社会福祉施設調査」によれば、1965年に1万6千カ所ほどであった社会福祉施設は、70年には約2万4千カ所、75年には3万3千カ所となり、社会福祉施設従事者数は、65年に約13万人であったものが、70年には約22万人、75年には約37万人と、この10年間にほぼ3倍に増えている。

しかし、このような社会福祉施設数の急増は、必ずしも質的な面での発展を意味するものではなかった。むしろ多くの社会福祉施設では、旧態依然たる「奉仕の精神」の下で劣悪な労働条件が維持され、「腰痛」や「頸腕症候群」などの職業病の蔓延に象徴されるように、施設労働者の間には深刻な健康破壊が広がっていた。近代的な労使関係の確立にはほど遠く、労働基本権の侵害が日常茶飯事とされるような状況の下で、社会福祉「労働者」という用語さえ否定され、施設利用者に人間らしい生活を保障する視点からも、施設労働者自身が自らの労働の実態に目を向けざるをえない状況に置かれていたといえよう。

第二に、60年代後半からの社会福祉施設の急増は、労働条件の劣悪さとあいまって施設における「人手不足」を生み、社会福祉従事者の養成や専門職制度についての政策的な検討を急が

せる契機となった。厚生大臣は、1969年11月に中央社会福祉審議会に対して社会福祉向上のための総合方策について諮問しているが、これに対して中央社会福祉審議会は、重要事項の一つとして社会福祉における専門職制度についての検討を行うこととし、審議会内に職員問題専門分科会を設置して検討を進め、1971年12月には、同分科会起草委員会の名において「社会福祉士法」制定試案を公表した。

制定試案は、多様な職種を含む社会福祉従事者を「社会福祉士」として一括し、学歴によって「一種」「二種」に分割する新しい資格制度を提案したものであった。社会福祉労働の専門性の根拠を明確にしえないままに多様な職種を一括して「社会福祉士」としたことや、学歴による「一種」「二種」の区分が職場内において福祉労働者を分断し、劣悪な労働条件を改善するどころか、むしろ、低廉な労働力の確保を求める政策目的に追従する結果をまねく虞があること、などについて批判が集中し、同案にもとづく法制化については「時期尚早」とする声が圧倒的であった。このため、「社会福祉士法」そのものは陽の目を見ることなく終わったが、この問題をめぐって、日本社会福祉学会、日本社会事業学校連盟をはじめ、広く社会福祉関係者の間で論議が行われたことが、この時期の社会福祉労働研究への大きな刺激になったことは明らかである。

第三に、60年代後半には、経済成長優先政策への批判が高まり、「中央直結」か「住民の福祉優先」かが争点となって、全国各地に革新自治体を生み出した。多くの革新自治体が住民の生活諸要求に積極的に応え、社会福祉施策の充実に取り組んだことが国の制度・施策の水準を押し上げる大きな原動力となり、70年代前半には社会保障・社会福祉制度のこれまでにない前進が導き出されている。

革新自治体の下での福祉施策の充実は、他面では、自治体の福祉施策を担う福祉労働のあり方を問い直す契機ともなった。現実の福祉労働が住民の要求に応えているか否かが具体的に問われ、ここでも福祉労働者自身が自らの労働

の実態に改めて目を向けざるをえない状況が生み出されたといえよう。

第四に、60年代末には、「社会事業解体論」と呼ばれる「理論」が唱えられ、一部の社会福祉関係者に対して思想的影響を与えていた。

「社会事業解体論」は、社会福祉が今日の資本主義体制を維持し、存続させるための抑圧的な性格をもつことを一面的に強調し、社会福祉従事者を体制維持に手を貸す「抑圧者・犯罪者」と規定し、「社会事業」の「解体」を主張するものであった。

「社会事業従事者＝犯罪者」論を批判的に克服するためにも、国民生活に占める社会福祉の位置と役割を正しく評価し、社会福祉労働の意義を実践的・理論的に明らかにすることが求められていたといえよう。

このような背景のうえに、1960年代後半からの社会福祉労働研究は、まず社会福祉労働の現状分析や理念の検討からはじまっている。

浦辺史や鷺谷善教らの先駆的な業績⁽⁶⁾につづいて、日本社会事業職員組合が1969年に創刊した機関誌『季刊 福祉問題研究』が継続して福祉労働論を取り上げ、1973年には創刊号以来の掲載論文を中心とする成果を『社会福祉労働論』（鷺谷善教監修、『福祉問題研究』編集委員会編、鳩の森書房）としてまとめている。

また、1971年に開かれた日本社会福祉学会第19回大会は「社会福祉の専門性をめぐって」を共通テーマとし、総会において「社会福祉専門職問題検討委員会」の設置を決定して、「社会福祉士法」制定試案についての組織的な検討を開始している。学会機関誌『社会福祉学』（第12号、1972年）は、同委員会委員長嶋田啓一郎による詳細な検討経過報告を掲載するとともに、「専門性」についての学会員からの「提言」を合わせて掲載している。翌72年の第20回大会では「社会福祉労働の現状と課題」が共通テーマとなり、両大会の報告と討論の中から生み出された諸論文が『社会福祉学』の第12～14号（1972～73年）に集中的に掲載されている。なかでも、細川順正『「専門職労働」としての社会福祉労働論序説』（第12号）、白沢久一「公的扶

助労働の性格規定とその変化の展望」（第14号）などの諸論文は、社会福祉の現場から「福祉労働とは何か」を理論的に問い直し、納得できる答えを探ろうとしたものとして注目すべき成果であった。

これらの諸業績と時期をほぼ同じくして、真田是は、別の角度から社会福祉労働についての重要な論点を提起した。真田は、「社会福祉理論研究の課題」（『社会福祉研究』第9号、1971年）において、一般に「政策論」と「技術論」の対立として図式化される「社会福祉事業本質論争」以後の社会福祉理論状況を克服し、国民の立場にたって社会福祉を発展させるための理論的枠組みの必要性を説いているが、そのような理論的枠組みを設定するうえでの重要な環として「福祉労働の視点」を提起している。すなわち、一面において、社会福祉をめぐる体制側の政策的意図は、社会福祉労働を媒介としてはじめて現実化するものであり、他面において、社会福祉にかかわる国民的要求もまた社会福祉労働を媒介としてはじめて実現しうる。われわれは福祉労働に視点をあてることによって、体制側の政策的意図をもっともよく見抜くことができるばかりでなく、同時に国民的要求を実現していく道筋を見通すこともできる、とするのである。⁽⁷⁾

真田らは、社会福祉労働についての共同研究をすすめ、その成果は、真田編『社会福祉労働一労働と技術の発展のために一』（法律文化社、1975年）などに集約されている。

以上のように、60年代後半にはじまる社会福祉労働研究は、「展開期」の社会福祉の動向を背景に、70年代前半に多くの問題提起的な研究成果を生んだ。70年代前半までの社会福祉労働研究の成果と到達点をどのように評価するかについては、改めて詳細な検討を要する課題であるが、ここでは社会福祉労働研究の今日的意義を考察するのに必要な限りで、要約的に評価を述べておきたい。

第一に、70年代前半までの社会福祉労働研究は、何よりも社会福祉労働の実態を全体的に明らかにすることから始められねばならなかつ

た。社会福祉施設に限ってみても、厚生省の「社会福祉施設調査」によって施設数や従事者数は把握されていても、社会福祉労働の実態についてのまとまった調査はほとんどなく、社会福祉労働者の組合組織率が著しく低いこともあって、当時としては、個々の職場の労働実態が断片的に、時には「告発」的な形をとって報告されるにとどまっていたといえよう。

鷺谷善教は、1973年の時点で「現在においても社会福祉労働の現状は必ずしも明らかでない。そのこと自体が社会福祉の立ち遅れを意味し、社会福祉が国民のものになっていないことの証明である⁽⁸⁾」と述べているが、70年代前半までの社会福祉労働研究は、多くの職場で無権利状態におかれていた民間社会福祉労働者の労働実態を明るみに出し、分野・領域ごとの労働実態にある程度迫りえたことによって、不十分ながら社会福祉労働の全体像をはじめて描き出すことができるまで到達したといつてよいのではなかろうか。

第二に、70年代前半までの社会福祉労働研究は、社会福祉労働の理念あるいは社会的意義を明らかにするうえで一定の成果をあげている。ここでは、社会福祉労働のもつ倫理性が、「聖職意識」や「奉仕の精神」によってではなく、すべての人間が人間らしい生活を送るのに必要とされる組織的・社会的援助活動の一端を担う労働であることを根拠として説明され、したがってまた、社会福祉労働を社会的分業の重要な環の一つとして正しく位置づけることが主張されている。

「聖職論」や「奉仕の精神」が払拭されたとはいえないまでも、この時期の研究によって、「社会福祉労働」あるいは「社会福祉労働者」という用語が市民権をえて定着し、利用者・被援助者の権利とともに、社会福祉労働者の労働者としての権利が公然と語られ、要求されるようになったことは、大きな成果といえよう。

第三に、社会福祉労働の理念や社会的意義についての論議は、一歩進んで理論的な次元で「社会福祉労働とは何か」を問うという、「社会福祉労働本質論」の領域でいくつかの研究成

果を生んでいる。先行する教育労働研究や公務労働研究の成果などにも学びながら、経済学的な意味での「労働」の概念の基礎にたちかえり、社会的分業の中での社会福祉労働の位置を定め、その積極的意義を明らかにすることを意図していくつかの試論が提示された。しかし、この時期の研究業績の多くは、社会福祉労働を「不生産的労働であるが、社会的に有用な労働である」と抽象的に規定する段階にとどまっており、社会福祉労働研究全体を前進させる原動力となるまでにはいたらなかったように思われる。

また、この間の「社会福祉労働本質論」は、公的扶助ワーカーに代表される公務福祉労働者か、民間あるいは公立の社会福祉施設における直接処遇職員を中心にした施設労働者か、いずれかを想定して論じられたものが多く、両者の区別と関連を明らかにして、総体としての福祉労働の「本質」を問うところまでは進んでいなかった。

第四に、真田による「福祉労働の視点」の提起は、社会の進歩に寄与しうるか否かを基準として、別の意味で社会福祉労働の社会的意義を問うものであり、真田らは、ここを起点として方法・技術の位置づけの検討に論を進めて論点を整理し、労働過程分析の必要性を明らかにしているが、理論的・抽象的な次元での到達点を具体的な社会福祉労働の分析に生かして研究を発展させるためには、なお時間が必要であった。

このようにして、70年代半ばまでの社会福祉労働研究は、問題提起的な研究成果を数多く生み出したが、それらを互いに突き合わせて論議を進め、研究を深めなければならない段階で「福祉見直し」に直面させられることになった。70年代後半以降、急激に変化する情勢の中で、社会福祉研究者も社会福祉労働者も差し迫った「福祉見直し」政策への批判に焦点を移すことを余儀なくされ、「福祉見直し」とともに社会福祉労働研究は後景に退いていったのである。70年代半ばには、生活保護引締め政策の進行の中で、生活保護業務への統制・管理が強められ、生活保護ケースワークの専門性を無視した頻繁

な人事異動が日常化し、ケースワーカーの「し
らけ」が論じられるような状況が生まれてく
る。このような中でも、生活保護受給者層の生
活実態の変化を直視し、生活保護ケースワーク
の課題を「生活力の形成」に置いてとらえなお
そうとする積極的な問題提起が試みられたりは
したが、社会福祉労働研究としてまとまった成
果をあげるまでにはいたらず、今日を迎えてい
るのである。

3 社会福祉の変質と社会福祉労働を めぐる新たな状況

われわれは、今日の新しい諸条件のもとで、
社会福祉労働研究のこれまでの成果をどのよう
に受継ぎ、どのように展開しなければならない
のであろうか。ここでは、研究課題を明らかに
するための前提として、社会福祉労働をめぐる
今日的状況の特徴を簡単に整理しておきたい。

第一に、厳しい「見直し」にもかかわらず、
この10数年間にも社会福祉労働の量的な拡大が
つづいている。

この間の行政合理化の結果として福祉事務所
職員は75年の約5万1千人から10数年間に4千
人以上も減少しているが、相談所職員、各種相
談員、家庭奉仕員、社会福祉協議会職員などは
いずれも増加している。「社会福祉施設調査」
にもとづく施設従事者数は、1975年の約37万人
から、10年間に1.5倍に増えて85年には約55万
人となり、90年現在で60万人を越えようとして
いる。これらを加えた社会福祉従事職員総数は、
90年には約80万人に達し、全就業者数(90年で
約5千5百万人)に占める比率も年々高まって
いる。ここでいう社会福祉従事職員中には、学
童保育所の指導員や全国で2千数百カ所を数え
るといわれる無認可作業所の職員などが含まれ
ていないことを考慮に入れば、社会福祉労働
の占める比重はさらに大きなものとなる。

第二に、このような量的な増加がみられるば
かりでなく、社会福祉労働は多様化し、質的に
も大きな変化があらわれている。

公私役割分担の見直しや公的責任回避の政策

動向のもとで公務福祉労働の比重が相対的に低
下するとともに、在宅福祉重視の流れの中で政
策的に動員された大量のボランティア、専門職
員とボランティアの境界線に位置するような
パートタイマーの在宅福祉サービス従事者、生
活協同組合の取り組みなどを通じた地域福祉活
動への住民の参加など、社会福祉労働の担い手
の範囲は、10数年前にはみられなかった新しい
分野・領域を含めて複雑で多様な広がりを示し
ている。

第三に、「再編期」の厳しい条件の下でも多
くの貴重な実践や運動の成果が蓄積されてい
る。それらは各分野の研究運動の中で理論的に
高められ、国民の福祉要求の発展に応じて、社
会福祉労働の目的や理念をより具体的に論じら
れる条件が生まれている。障害児・者福祉の領
域を例にとれば、国民の基本的人権を実現する
ための労働としての基本的性格をふまえたうえ
で、社会福祉労働を「発達保障労働」としてと
らえる視点が示されている。いうまでもなく、
それは、1967年に創立された全国障害者問題研
究会の活動の中で、多くの先駆的実践の交流を
踏まえて集約されてきた「発達保障」の理論に
基礎をおくものである。さらに、共同作業所づ
くりの運動にはじまって、生活自立のための援
助や重度の障害者への援助などの新しい領域で
の実践が展開する中で、「発達保障」とならん
で「自立援助」という新しい理念・目的も提示
されている。社会福祉労働の多様化や範囲の拡
大とともに、社会福祉労働の理念や専門性の変
化・発展にも注目しなければならない。

第四に、1960年代以降の社会福祉運動の広が
りの中から、社会福祉の民主的な経営体が生み
出され、労使の関係をめぐって新たな問題を提
起していることをみておかなければならない。
民主的な経営体の中には、公的保障のない無認
可の共同保育所や共同作業所から出発し、新た
な活動領域を切り開きながら経営体制を確立
し、法人化への道を歩んできたものも少なく
ない。その多くは、法人化された後も社会福祉運
動との連携を保ち、労使が一体となって処遇内
容の改善と施策・制度の発展に貢献している。

しかし、民主的な経営体においても、職員の定数や労働条件等については、当然のことながら社会福祉の全体的な到達水準による規制を受けざるをえない。民主的な経営体の中での労使関係をどのようにつくりあげ、共通の目標をもちながら施設経営者としての立場と社会福祉労働者としての立場をそれぞれがどのように貫いていくか、ここには社会福祉労働運動の新しい課題も含まれている。

第五に、「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定(1988年)によって社会福祉の新しい専門職制度が発足したことは、社会福祉従事者の養成の問題をはじめとして、今後の社会福祉労働のあり方に少なからぬ影響を与えるであろう。長年にわたって社会福祉の専門性を軽視しつづけてきた社会福祉政策の流れからすれば、手の平を返したようにといえるほどに専門職制度化が急がれた背景に、高齢化社会に備えてのマンパワー対策があり、とりわけ、シルバー産業の「健全育成」策とのかかわりが深いことはこれまでの論議を通じて明らかにされている。しかし、さまざまな問題点をはらみながらも、社会福祉士資格あるいは介護福祉士資格が社会福祉労働の場で比重を高め、影響力を拡大していくことは十分に予測される。別途に検討されているとされる医療福祉関係の専門職制度化の動きとあわせて、社会福祉労働研究が視野に入れねばならない研究課題の一つが提起されている。

第六に、市場サービスの導入や有料サービスの拡大が進んでいることの影響が社会福祉労働のあり方にも及んでいる。在宅介護福祉サービスの分野では、サービスの内容を細かく分類し、その一つ一つを点数化して料金を設定するような形での有料化が広がり、被援助者の生活をトータルにとらえて必要な援助を行うという重要な視点を欠落させたまま、限りなく細分化されたサービスが利用者の支払能力に応じて提供されようとしている。これは、「金で買う福祉サービス」が社会福祉労働の本質をどのようにゆがめるかを示す一つの典型ともいえるのではなかろうか。

第七に、近年における労働市場の変化や労働

力需給関係の変動が社会福祉労働に影響を与えはじめている。好況期の一般的な人手不足が社会福祉の分野に及んでいるだけではない。社会福祉施設労働が代表的な「3K」労働の一つに数えられ、ホームヘルパーの大半がパートタイマー並みの低賃金のまま、身分さえ不安定な雇用形態のもとに置かれているような状況がつづくかぎり、社会福祉の分野は、早晚深刻な人材難におびやかされることになる。すでにその兆候はあらわれはじめており、抜本的な待遇改善の方策が求められている。

4 結びにかえて——若干の問題提起

以上のように、いくつかの特徴的な点を羅列的にあげてみただけでも、社会福祉労働をめぐる状況がこれまでになく複雑なものとなっていることをみることができる。このような中での社会福祉労働研究について、問題提起的にいくつかの課題をあげておくことにしたい。

第一に、前節で述べたような諸側面を含めて、80年代を通じて大きく変化している社会福祉労働の実態を正確に把握することが最も急がれる課題である。社会福祉労働の全体を見渡して綿密な現状分析を行うための条件は、70年代前半までにくらべてはるかに整備されていると思われる。70年代から80年代にかけての研究運動の発展もそのための条件の一つである。ただ、これまでの研究運動は、それぞれの分野・領域において先駆的な実践や運動の成果を集約・検討し、課題を明らかにするところにとどまりがちであった。個別分野の研究運動がこれまでの蓄積を生かして幅広い交流を進めることができるならば、社会福祉労働の現状を全体的に把握するうえでも大きな力となるであろう。⁽¹²⁾

第二に、いくつかの面で社会福祉労働の目的や理念、専門性の根拠を改めて問い直すことが求められている。

今回の福祉関係8法改正の重点の一つとされている入所措置事務の町村への移譲は、これまで社会福祉主事によって担われていた社会福祉の専門的な業務を町村の一般行政事務職員に委

ねることを意味し、公務福祉労働の専門性の否定を一步進めることにつながっている。また、新しい資格制度としての社会福祉士資格は、公務福祉労働の専門性の制度的なよりどころの一つである社会福祉主事資格を事実上無視してつくられている。公務福祉労働について、その目的や理念を改めて検討し、専門性の根拠を明らかにすることが必要とされよう。

また、障害児・者施設を一つの典型とする施設労働については、これまでに追究されてきた「発達保障」の理念と、新たに提起されている「自立援助」の理念とが二者択一的に、あるいは対立的にとらえられる傾向もみられるが、この問題は、社会福祉労働が自ら切り開いてきた活動の広がりの中で人権を担う労働としての今日的意義を検討し、深めていくための課題として受け止められねばならないであろう。

さらに、70年代前半までに公務福祉労働と施設福祉労働を二つの典型として考察されてきた社会福祉労働の目的や理念あるいは社会的位置づけは、前述のような社会福祉労働の多様化と発展の中で再検討を迫られている。ここでは、「不生産的ではあるが、社会的に有用な労働である」といった福祉労働の抽象的な規定を越えて、社会的分業の中での具体的な位置づけや広がりをも明らかにするだけでなく、すべての人の福祉を目指す新しい社会を展望する中で、人権を担う労働としての社会福祉労働の役割を見通すような議論が必要とされるであろう。

第三に、社会福祉労働の目的や理念とかかわって、福祉サービスの有料化や市場サービスの拡大が進む中では、社会福祉労働の専門性だけでなく、公共性、倫理性についての再検討も必要とされている。「金で買う福祉」は、社会福祉を全くの「私事」に解消するばかりではなく、そこでは、社会福祉労働の倫理性が「価格に見合うサービスを提供しているか否か」に歪曲化されてしまう虞がある。社会福祉労働の倫理性を問い直すことは、社会福祉の公共性を問い直すこととつながっているといえよう。

社会福祉労働研究の今日的課題は、もとより以上に尽きるものではない。この小論が、以下

につづく本誌特集の諸論文とともに、社会福祉の新しい発展のためのいささかの問題提起の役割を担えれば幸いである。

〔注〕

- (1) 日本学術会議「社会福祉の研究、教育体制等について」(勧告)[1974年5月20日付]。引用は『社会福祉学』(第15号、1974年)による。
 - (2) 寺久保光良『福祉』が人を殺すとき』(あけび書房、1988年)参照。
 - (3) 1970年代半ばまでの社会福祉労働研究史を整理したものと、浅井春夫「社会福祉労働論の現代的課題——その研究史からのアプローチ——」がある。同論文の初出は日本福祉大学社会福祉学会『福祉研究』第38号、1978年。浅井春夫『児童養護の新たな展開——明日をひらく養護実践をめざして——』(あいわ出版、1987年)に収録されている。
 - (4) 河合幸尾「生活保護制度とサービス論争」(真田は編著『戦後日本社会福祉論争』法律文化社、1979年)71ページ。
 - (5) 日本社会福祉学会は、1971年10月の第19回大会において「社会福祉の専門性をめぐって」を共通テーマとし、総会において「社会福祉専門職問題検討委員会」の設置を決定し、関係専門職団体にも呼びかけて討議を組織した。
 - (6) 浦辺史「社会福祉職員の人間像——社会福祉に働くものの論理と倫理」(日本福祉大学社会福祉学会『福祉研究』第18号、1967年)、鷲谷善教『社会事業従事者』(1968年、ミネルヴァ書房)など。
 - (7) 「福祉労働の視点」については、拙稿「社会福祉理論研究の現代的課題——真田は教授の社会福祉理論の検討を中心に——」(河合・宮田編『社会福祉と主体形成——90年代の理論的課題——』法律文化社、近刊予定)を参照されたい。
 - (8) 前掲、鷲谷善教監修『社会福祉労働』367ページ。
 - (9) ケースワーカーの「しらけ」については、仲田征夫「生活保護ケースワーカーの「しらけ」の考察」(『社会福祉研究』第17号、1975年)が問題を提起し、1976年にかけて『月刊福祉』などにいくつかの発言が掲載された。
 - (10) ここにあげた社会福祉施設従事者数は、「社会福祉施設調査」の対象となる施設種別のうち「医療保護施設」「無料低額診療施設」「助産施設」の従事者数(1989年現在で合計約11万人)を除いたものである。
 - (11) ここでの職員数は、『国民の福祉の動向』(厚生統計協会『厚生指標』臨時増刊)が「社会福祉従事職員数」として掲げているものを示した(1990年版、222ページ)。
 - (12) 本誌第2号(1990年8月)「特集・社会福祉研究運動の現状と課題」参照。
- (みやた かずあき・日本福祉大学)

社会福祉労働と発達保障

加藤 直樹

はじめに

社会福祉労働の本質を問題にすることは、本来、社会福祉とは何かを問題にすることに他ならない。すなわち、社会福祉労働を規定しようとするならば、社会福祉そのものの規定を行わなければならない。社会福祉の本質については、周知のようにいくつかの論争を含むさまざまな探究がなされてきた。⁽¹⁾ 筆者は、この論議の詳細をたどりながら論議に参加する能力を持ち合わせていない。

しかし、社会福祉労働のあり方を問題にすることを通して社会福祉そのものの本質に迫ることは、別の視点からの検討によっても可能であると思われる。というのは、社会福祉労働者と自認し、あるいは周囲からそのように認知されている人々が現実存在しており、具体的な活動を展開しているのであり、それらの労働の本来的なあり方を検討する中で社会福祉労働の本質を規定することができるように思われ、このことは社会福祉そのものの本質を検討することへのひとつのアプローチともなり得ると考えられるからである。

結論から述べるならば、本稿の目的は、社会福祉労働を「発達保障労働」と規定することを提案することにある。それは、社会福祉労働を他の関連分野の労働と対比しての独自性を問題にするというよりは、保育・教育・療育、医療・看護・保健など関連分野の労働との共通性を問題にしようとするものである。社会福祉労働の固有の課題を明らかにするのではなく、他の分野の労働との共通性を問題にするということは、社会福祉労働の本質を論議する上での必要

な課題ではあるが、十分条件を充たすものではないというそしりを免れないかも知れない。しかし筆者は、後述するように、社会福祉労働の今日的課題を鑑みると、関連分野の労働との共通性を確認することによって社会福祉労働の性格や目的、めざすべき方向性が明確になり、実践を高め、社会福祉労働者の運動を発展させることになると思う。そしてこのことは、社会福祉のあるべき姿を明確にすることにも寄与すると思うのである。

1 今日の課題としての発達保障

社会福祉労働を「発達保障労働」と規定することは、その目的論的な見地からのものである。社会福祉労働がめざすものが「発達保障」であると主張しようとするのである。そのためには「発達保障」概念の一定の規定が必要であり、「発達」とは何かが問題にされなければならない。

「発達」とは、一般に、「発育して完全な状態に近づくこと」「進歩して完全な段階に向かうこと」(広辞苑第三版)などとされるが、分野によってさまざまな理解がなされている。「発達保障」の呼称の提起者である田中昌人は、「発達」概念の歴史的検討を行って、「発達」ということばには、①「へだてなく」ということ、②「連帯・協力・共同をもとに」ということ、③「内的必然性に基づく内面化を重視する」ということ、④「前進、後退、ジグザグから教訓を引き出す」ということ、⑤そのような「成果を蓄積し、自発的に問い、より深く考える」ということ、⑥その結果を「発達連関においてとらえ多面的に発揮する」ということ、⑦「人

格の形成と結合した諸機能の総合的な高次化を実現していく」ということ、⑧「発達における複雑な現象の成り立ちをその本質にまでわけいて、合法的に明らかにする」ということ、という八つの内容の実現を求めてきたという⁽²⁾。また「発達保障」について田中は、「人間の発達に取り組む中で、発達の価値が造り出されていくことを人間の尊厳のあらわれとして認め、それが本人自身のものとなっていくことまでのとりくみをへだてなくすべての人の場合に権利として保障して」いくことであると述べている。田中はさらに「発達権」という概念を提起しているが、それは、自由権、社会権に続く「第三世代の人権」ともいべきものである⁽³⁾。

このような提起を念頭におきながらも、本稿でいう「発達」は、乳幼児が成人に達する過程で子どもの内面に形成されるような進歩に加え、「生きがい」を享受し、「自己実現」していく過程等を指し、「発達保障」とはそれらを個人あるいは家族等の周囲のものの責任においてのみならず公的社会的に実現していくことを指している。すなわち、「発達保障」とは、「死んでいない」という意味での生存だけでなく、また経済的なゆたかさ、生物学的な意味での健康にもとどまらず、すべての人間の内面的な充実、「ゆたかさ」を社会的に実現していくことであるといってもよいであろう。そして「発達権」は、「生存権」をより明確に方向づけるものであって、「健康で文化的な生活」という「生存権」にたいして、それを享受する人間の内面的ゆたかさを実現することにまで及ぶものとするものであると考える。

今日、いくつかの分野でこのような「ゆたかさ」を実現していく課題が叫ばれている。リハビリテーションの分野でA D L (activities of daily living) からQ O L (quality of life) への目標の変換が問題にされていることも、このような理念にたつものであるといってもよいであろう。例えば上田敏はQ O L について「生活の質」と訳されることが多いが、むしろ「人生の質」「生の質」という方がふさわしいと述べている⁽⁴⁾。それは生物学的、あるいは経済的なゆた

かさにとどまらないものであって、このような質をすべての人間に保障していく活動は発達保障というにふさわしいと思われるのである。

社会福祉労働は、そのような社会的営みの一環として位置づくと考ええる。もちろん、このことは、現実に行われている社会福祉労働のすべてが「発達保障」を意図的にめざしているということの意味するのではない。むしろ、そうなり得ていない、あるいはそうなり得る条件が整えられていない現状と背景が社会福祉労働を特徴づけているといってもよい。だが、そうであればこそ社会福祉労働を発達保障労働であると規定し、名実ともにそうなることをめざしていくことがわれわれの課題であると考えるのである。

2 教育労働と社会福祉労働

1 筆者らは、1970年代はじめに医療のあり方を問題にし、医療は患者の発達に寄与するものでなければならないことを提起してきた⁽⁵⁾。

また、重症心身障害児施設びわこ学園では、そこにおける「療育」が医療と教育が内的に結合した営みであるとし、「療育」を通して子どもたちの発達を保障していくことを目標として掲げている。このように、社会福祉あるいは関連する分野の労働を発達保障をめざすと規定する提起は必ずしも新しいものではない。

「発達保障」ということばは、1960年に障害児福祉施設近江学園において初めて提起されたものである。そして、とりわけ1970年代以降、障害児・者関係のみならずさまざまな分野において使われるようになってきた。このこと自体が、「発達保障」が多くの分野において共通にめざされるものであることを示唆しているといえよう。

2 対象とされる人間の発達をめざすことがその労働の本質であるとする分野の典型は教育労働であろう。教育においては、たとえばクルプスカヤが『地方自治体の学校綱領』のなかで「学校は成長中の世代の全面発達という目的以外にいかなる外部的目的にも奉仕すべきでな